

病院管理者の届出

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

退院

第53条の11 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

記載上の注意

- 患者氏名、生年月日、住所及び職業は患者より聴取して記載すること。
- 病状欄は、主要所見について簡単明瞭に記載すること。

退院結核患者届出票 秋田県

(この届出票は患者の退院後7日以内に)
もよりの保健所長に提出のこと。

病名	患者氏名	性別	男	女
退院月日	生年月日	年	月	日 (歳)
退院時の病状	患者住所			
X線所見 (撮影日 年 月 日)	患者職業			
	病院名			
	連絡先			
喀痰所見 塗抹+・- 培養+・- (採痰日 年 月 日)	病院所在地			
	管理者名			
理学的所見	担当医師氏名			
その他の所見				